

◆ 安全重点施策

1. 輸送の安全に関する基本方針 <安全方針>

- (1) 社員及び役員は、お客様に輸送の安全を確保することは事業経営の根幹であることを深く認識し、全社一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、確実・安心で親切なサービスを提供し、お客様のニーズにお応えいたします。
- (3) 輸送の安全のための情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- (1) 重点目標：お客さまご案内中の事故を撲滅しよう！
安全運転3つの誓い：
1.私は、お客様を危険からお守りすることを誓います
2.私は、自ら危険な状況をつくらないことを誓います
3.私は、自ら危険を予測し回避することを誓います

- (2) 前年度(平成25年度)の達成状況 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

数値：件数

期間	有責分	無責分	合計	摘要
平成23年4月1日 ～24年3月31日 上記のうち人身件数	105 (10)	58 (9)	163 (19)	有責分 8.7件/月
平成24年4月1日 ～25年3月31日 上記のうち人身件数	96 (7)	57 (5)	153 (12)	有責分 8件/月
平成25年4月1日 ～26年3月31日 上記のうち人身件数	125 (9)	48 (3)	173 (12)	有責分 10.4件/月

3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日）の事故類型別の事故件数は、以下の通りです。

項目	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日
	件数	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0件	0件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第5条第2項又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	0件
総件数	0件	0件

4. 安全管理規定（別添）

5. 輸送の安全に関する安全重点施策及び計画

- (1) 輸送の安全確保が最重要との意識を社員に徹底し、関係法令及び安全管理規程を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行う。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に必要な情報を伝達、共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を策定し、これを確実に実施する。
- (6) 毎年度1回、運転記録証明書を取得し、交通違反の有無を確認する。(順次、勤続5年経過後ごとに対象となる者)

●輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

平成25年に講じた措置

- (1) 経営トップ(社長及び安全統括管理者)が年頭に各営業所を訪問し、安全管理状況の点検を行い法令遵守のもと輸送の安全確保について再確認と指示をした。
- (2) バックによる障害物等との自損事故件数を前年比30%以上削減する目標を設定した。
- (3) 毎日、全乗務員に対してドライブレコーダーを活用したヒヤリ・ハットチェックを実施して、運転操作の悪いくせ等を粘り強く指摘指導することにより、安全運転への意識の向上と未然防止を講じる指導をした。
- (4) 各営業所・地区単位において「法令講習会」を開催、所轄警察署交通課に講師をお願いして、交通事故防止、道路交通法の厳守及び交通違反の絶無を徹底した。

平成26年に講じようとする措置

- (1) 平成25年度に講じた措置を引き続き実施する。
- (2) バックによる固定物事故が一向に減少しないためバックセンサーの設置を検討導入する。
- (3) 有責発生件数を前年比20%以上削減する目標を設定し、全社でその目標達成に向けて邁進する。

6. 伝達体制及びその他の組織体制 (別添)

7. 教育及び研修実施状況 (別添)

8. 内部監査の結果と措置

実施期間	被監査部門	監査内容	監査所見
平成24年 8月	5営業所に対して実施	安全管理規程の各項目についての理解度の確認及び実施状況について監査しました。	輸送の安全のための基本方針については理解しているが、実行においては具体的に十分な実施がなされていない。運行管理の手法や実施方法を検討見直しをして早期実施を指摘した。
平成25年 2月	5営業所に対して実施	運行管理が適切に行われているか確認するとともに、輸送の安全に関する文書記録等の規程・帳票類が確実に完備されているか監査する。	安全マネジメントに関する内容が所長から全ての管理者に伝えられ、通達や掲示物などとあわせて理解されつつあるが、営業所における文書等の規程や帳票類の保存管理が不十分な営業所もあることを確認指摘した。
平成26年 2月	経営管理部門に対して 実施予定	安全管理規程第17条に規定する「情報の公開」並びに18条に規程する「文書の管理や記録の維持」について適切に対処しているか監査する。	輸送安全の為に組織体制、指揮命令系統および輸送の安全のための教育、研修の実施事項は外部に公表している。輸送の安全のための会議の議事録、および事故・災害等の報告は適切に保存されている。

9. 安全統括管理者

安全統括管理者

中村 真